

平成29年第5回筑紫野市教育委員会定例会

○日 時

平成29年3月30日（木）午後3時01分から午後4時31分

○場 所

筑紫野市役所 第9会議室

○出席委員（5名）

教育長	上野 二三夫	教育委員	近本 明
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	田代 邦夫
教育委員	西村 幸子		

○欠席委員（0名）

○出席説明員（10名）

教育部長	熊手 寛明	教育政策課長	森 敬
学校教育課長	横山 美津子	学校給食課長	砥上 章
生涯学習課長	長澤 龍彦	文化情報発信課長	奥村 俊久
指導主事	中尾 智浩	指導主事	井口 弘美
指導主事	松田 高行	社会教育主事	宮垣 郁子

○出席事務局職員（1名）

教育政策課
庶務担当係長 田川 博章

○議事日程

1. 教育委員会会議録の承認について
平成29年第3回筑紫野市教育委員会会議録（平成29年2月8日開催）
2. 教育委員会会議録の承認について
平成29年第4回筑紫野市教育委員会会議録（平成29年2月22日開催）
3. 教育長の報告について
4. 報告第3号 筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
5. 議案第10号 筑紫野市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則の制定について
6. 議案第11号 筑紫野市スポーツ推進委員の委嘱について
7. 議案第12号 筑紫野市奨学生の選考について
8. 議案第13号 平成29年度筑紫野市教育施策要綱について

9. 各課等の報告について

10. その他

会議録

○教育長：ただいまから平成29年第5回筑紫野市教育委員会定例会を開会いたします。

日程1、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：平成29年2月8日開催の平成29年第3回筑紫野市教育委員会会議録について、承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第2、教育委員会会議録の承認の件

○教育長：平成29年2月22日開催の平成29年第4回筑紫野市教育委員会会議録について、承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第3、教育長の報告の件

・年度末の異動内示について

○教育長：報告を終わります。質疑はありませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑を打ち切ります。

日程第4、報告第3号、筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についての件

○学校教育課長：（議案説明）

○教育長：本件について質疑はありませんか。

○（特になし）

○教育長：質疑なしと認めます。

日程5、議案第10号、筑紫野市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則の制定についての件

○生涯学習課長：（議案説明）

○教育長：本件について承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件について原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第11号、筑紫野市スポーツ推進委員の委嘱についての件

○生涯学習課長：（議案説明）

○近本教育委員：このスポーツ推進委員の選考について、いろいろ配慮はされていると思いますが、体育関係では、指導者がよく気合を入れながら暴力か指導かわからないような発言をすることがあり、子どもがまねをしてガイジ発言などをしたりすることがあります。東京オリンピック・パラリンピックもありますので、このようなことがないように取り組んでいかないといけないと思います。

今までは「より速く、より高く、より強く」というオリンピックの標語でした。今度、パラリンピックが入ったら、それとは別のものを入れていかないと、障害者にとっては「より高く」とか「より速く」というのは、なかなか難しくなります。そうすると、今までの標語だと、障害を持っている人に対しての差別発言とかが起こり得る可能性が非常に高いと思います。ですから、誰がどうこうということではないけれども、スポーツ推進委員の人権研修を今までの実態と結びつけながらやっておく必要がありはしないかと思います。これは、こうしろとかではなくて、意見です。配慮事項として、考えたほうがよいかと思います。

○生涯学習課長：今後、人権研修のほうも全体的に取り入れながらやることを検討してまいります。

○西村教育委員：スポーツ推進委員の中に、今年度までの区長会からの選任の方って入っているのですか。先ほどの議案10号からの提案の分から続いて、そこに区長会とかが関係ある方はいないということですか。

○生涯学習課長：区のほうから上がってきているのが、13番、美しが丘南区、それと14番、原田区です。行政区のほうからの推薦をいただいています。

○西村教育委員：区長会からの提案ということではないということですね。

○生涯学習課長：今までも行政区のほうから推薦していただいております。

○教育長：再任という言い方と新任という言い方と、どちらですか。

○生涯学習課長：再任です。

○教育長：本件について承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第12号、筑紫野市奨学生の選考についての件

○学校教育課長：（議案説明）

○教育長：本件について承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件について原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第13号、平成29年度筑紫野市教育施策要綱についての件

○教育政策課長：（議案説明）

○潮見教育委員：6ページですが「7番の地域との協力体制の充実に努めます」の一番最後の「家庭や地域との協力による子どもの交通安全対策の実施」というところです。先日、卒業式の、来賓の中に交通の見守り隊の方で、青パトをされている方がお見えになっていて、子どもたちからの感謝の言葉にもそういう言葉が述べられていました。その辺をこの「家庭や地域との協力による」のところに文言として入れられないでしょうか。

○学校教育課長：確かに地域の見守り隊というところでは、PTAのほうも地区委員を通して、プラス地区の方々の見守りというのは本当に心強いサポーターになっていますので、そういった文言を追加するかどうか検討させてください。

○田代教育委員：私は、逆にもっと総論的なところで、これから日本や世界がどういう方向に向かうのかといったところから、大上段に振りかぶったような大きな文言というか、大きな目標、目標設定、そういったものの記述が必要ではないかと思います。例えば、少子化の問題や環境の問題、グローバル化の問題であるとか、いろいろな今まで経験しなかったような状況がこれからずっと押し寄せてきます。そういった時代において、21世紀の中ごろとか、50年後ぐらいに活躍するはずの人たちを育てていくわけですから、それに向けて、こういったことを考えて、こういう目標を設定するみたいな、そういうくだりも出てきていいのではないかと思います。

○教育政策課長：冒頭でも説明いたしましたように、教育施策大綱と基本計画が平成28年度から平成31年度までの4年間の計画です。いわゆる第五次総合計画との関連性が物すごく強いわけです。それを具体的に、今年度はどんな事業を進めていくのかが、教育施策要綱に当たります。そのため当然ながら、総合計画あるいは大綱、基本計画、こういったものはグローバル化もにらんだつくりになっていますので、具体的な要綱の中では、そういったことを視野に入れながら、こういった事業を進めていくことは間違いないことだと思っております。

○教育政策課長：例えば、学校教育の充実とかいったものにおきましても、平成32年度に新しい学習指導要領が変わって、英語の課程が小学校3年生からとなっているのも当然ながら、学習指導要領が将来の国際的な人をつくりあげるといのが大きなところにありますので、そういった

ものを具体化するということでは、5ページにあります小中学校の外国語教育の充実とか、そういうところで国際的に通用する人づくりを目指していくことになると思います。

○田代教育委員：グローバル化というときに、必ず引き合いに出されるのが英語教育になってしまいましたが、グローバル化していくときに一番必要なのは、やはり自分がしっかり考える力を持つことだろうと思います。そして、そのことを表現するということになってくると、私は本当は国語教育が一番大事だと思います。国語力がないことには考えることもできません。英語ができなくても何らかの形で伝えることはできるわけですから、それ以上に自分で考える力、表現する力、そういったのを身につけるために国語教育を一層充実することが必要なのではないかと思います。

それで、小学校から英語教育が始まりますが、中学校に行く前に英語嫌いをつくりないように、そのことだけはしっかりと注意しなければいけないと思います。

○近本教育委員：田代委員が言われていることは、踏まえておかないといけないです。大綱とか基本法というのは、やはり大きなものを、世界の国際的な動き、そういうものも踏まえながら、そして日本の動き、ここで大事なのは、「その実情に応じた」と書いています。この実情をどう捉えていくかというのは、そこだけではなくて、大きなほうにずっとつながっていくと思います。それで、世界的な状況がどうなっているのか、国の動きがどうなっているのか、筑紫野市の実情はどうなっているのか。これらが1本筋が通っていくような感じです。そういうことで、筑紫野市の教育施策要綱はこのようにつながって、この実情を考慮して、七つの具体的な施策をここに作っている、これでいくというように的を絞りながらやっていくことが大事ではないかと思います。

この実情が、1ページの教育基本法の3にもあります。国は、教育施策要綱の2行目に「その実情に」ということと、枠の中にある教育基本法の抜粋の3番に「その実情」。この実情をどう捉えていったのかというのは、大きなところからずっとつながってきます。そういう中で、筑紫野市の実情を捉え、その実情の中で英語教育を捉えてやっていく、こういう施策を講じていくように考えていけば、これは全部つながっているのではないのでしょうか。

それともう一つは、日本の動きの中でも、教育行政の第16条に「教育は不当な支配に服することなく」とあります。だから、この辺は人権政策課や教育政策課は考えておく必要があります。

例えば、教育委員会の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正でも、制度が変わったのは、ここの委員会で非常に不当な支配というのが議論されています。そして、教育委員会制度というのが変わってきています。そういうこともあるので、特に教育政策課は中身を踏まえて、あちこちいろいろなところで、そういう視点で発言や助言していくことが大事ではないかと思えます。

○教育長：それぞれポイントを示していただきましたので、そののところが踏まえながら、このあたりについてはまとめにつなげることにしていきたいと思います。

○教育政策課庶務担当係長：資料の差しかえをお願いしたいと思います。お手元にお配りしております5ページ、6ページの1枚物です。

変わりましたところは、3の確かな学力のところの、黒ポツの上から3番目です。以前が、「幼・小連携及び」となっておりましたが、「幼小連携、小中連携の推進」と修正させていただきたいと思います。

○教育長：本件について承認することに御異議ありませんか。

○（特になし）

○教育長：御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり承認されました。

日程9、各課等の報告の件

○教育部長の報告

- ・平成29年第1回定例会3月議会の報告
- ・教育委員会事務局の人事異動について

○教育政策課長の報告

- ・特段報告する事項なし

○学校教育課長の報告

- ・29年度の筑紫野市公立学校教職員の赴任式について
- ・小中学校の入学式出席者について

○西村教育委員：今のお話は入学式でしたけど、卒業式で来賓の祝辞といたら、PTA会長や校長先生の式辞などがありますが、教育員会からも祝辞を申し上げます。その内容も、教育委員会らしい内容にできないものかと思ひまして、時事に流されないような祝辞という方向で教育委員会としてはいいのかと思います。その部分も踏まえて、来年の卒業式、入学式は告辞になるので、そこまで時事を踏まえることはないとは思ひますので、卒業式は来年度に向けてはこの辺を考えていただきたいと思います。

○教育長：整理して、内容まで含めて、改善できるものは改善を図っていききたいと思います。

○近本教育委員：それともう一つは、スリッパの脱ぎかたなどを詳しく書いてくれていましたが、余り詳しく書かなくてもいいと思います。職員は子どもと一緒に考えて、それぞれの実態、過去の継承、そういうのも考えているので、余り細かい面はよいのではないかと考えています。おもしろい卒業式やら入学式があっても、それが筑紫野市の特色と言っていいのではないのでしょうか。これも実情に応じて、余りに何もかも枠にはめてしまうと、それから飛び出すことができな

くなります。田代委員が言ったように、自分たちで考えてやると、そういう意識をどうつくるかというのも教員が考える、子どもが考えるだから、考えさせて、そして、少々見てくれが悪くても、式で感動して、一生懸命卒業していったらいいと、私はそう思います。

○学校給食課長の報告

- ・4月分献立表について
- ・学校給食における衛生管理の徹底等について

○近本教育委員：このような通知とか注意喚起するような文書がきますが、配るだけではいけません。事前に学校の校長たちの承諾があるでしょうが、きちんとできているか確かめるようにしてはどうでしょうか。これは食べることだから、命にかかわるようなことになりますので、その確認をしていく作業というのが大事だと思います。

○学校給食課長：次回の定例校長会でその旨説明させていただくようにしたいと思っております。それから、毎月、献立委員会という組織があり、給食の主任が集まって翌々月の献立を検討しています。その場面で、このノロウイルスの文書の件を説明させていただいております。そのような形で学校のほうにはお伝えさせていただきました。

○西村教育委員：文科省、衛生管理の徹底ということまで出ています。今、小学生、中学生、給食委員という給食配膳の役とかが回っていると思いますが、やはり手を洗って、自分のハンカチで拭いて終わりというような子が多いと思います。その後に、手のアルコール消毒を入れるとか、もしくはノロウイルスが流行っている間は、使い捨てのビニール手袋、ポリエチレンみたいな安い手袋を使用するとか、マスクも自分のゴムの伸び切ったようなマスクをするのではなくて、紙式の使い捨てができるようなものを取り入れるとか、予算はかかるかもしれないですけども、少し考えていく方向性でもいいかと思えます。

○学校給食課長：貴重な御意見ありがとうございます。私どもも、今、西村委員がおっしゃったようなところは、以前からも考えておったところがございます。例えば、異物の混入ということで、髪の毛が入っていましたという御連絡をいただくことがたまにございます。その場合には、100%私どもの給食に髪の毛が混入していないと断言することは難しいと思いますが、私どもでは、完全に帽子をかぶらせまして、髪の毛が通常の状態では外に出ていませんので、髪の毛が給食に混入することは、100%とは言いませんけれども、99.9%ないと思っております。逆に、学校での配膳の中で、頭巾はされていますが、私も何度か学校に訪問させていただいておりますけれども、帽子もかぶっていないという状況がございます。ですから、今、西村委員の御指摘いただいた件は、どこまで徹底できるかというところはあると思えますけれども、私どもでも以前から疑問、あるいは改善ができるのかどうかというところは考えておりました。

この件につきましては、本市だけが給食をしているわけではございませんので、今回の食中毒

の国からの通知文書を受けまして、福岡県でもいろいろな取り組みを考えられる部分もあるのかと思っております。それで、私どもだけですぐにもできるようなことについては、すぐにいろいろと検討したいと思っておりますが、県の教育庁のお考えもあると思いますので、そのあたりは県の動向も見ながら、検討してまいりたいと考えております。

○教育長：大変大事なことですから、そのあたり、学校でできることは学校でやっているとは思いますが、まだ徹底は図っていません。

○西村教育委員：くしゃみをした手で、そのままつぐとか、そういうこともあります。

○教育長：そこは、本当にきちんとしなくてはなりません。

○西村教育委員：こちらの東海屋のノリは、本市には入ってなかったのですか。

○学校給食課長：私どもに、同じ東海屋から別の食品を扱っている大きな会社に納入されて、そこから入ってきていたというのはありましたけれども、今回の東海屋さんの分は、会社が25ページにございますけれども、上から7行目、弊社より一部製造を委託しているいそ小判海苔本舗という会社に、これは大阪市内の会社ですが、そこに製造委託をされた商品が原因でございました。私どもがそこじゃないかというのを確認しましたところ、全く別の県で生産されておりました。静岡県の生産工場で作られた別の会社の製品で、東海屋の商品ではございますけれども、いそ小判海苔本舗とは全く違う県で、別の会社で作られた製品でございましたので、その旨御報告させていただきますと思います。

○生涯学習課長の報告

- ・平成29年度の生涯学習関連事業予定表について

○文化情報発信課長の報告

- ・平成29年度文化情報は新課事業計画について

日程第10、その他の件

○西村教育委員：議題ではなくお願いです。今、文化情報発信課のほうから1年間のスケジュールをいただきましたけれども、教育委員会も1年間の、大まかなスケジュールでいいのでお願いしたいと思います。

○教育長：以上で本日の議事は全て終了いたしました。 これをもちまして、平成29年第5回筑紫野市教育委員会定例会を閉会いたします。